

警視庁との「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」等の締結について

児童虐待対応では、関係機関が連携して情報を共有し、早期発見・早期対応していくことが重要である。本区は平成30年5月に、区内3警察署（深川警察署・城東警察署・東京湾岸警察署）と協定を締結し、要保護児童等についての情報共有や連携した対応を行ってきたが、さらなる連携強化のため、警視庁と協定を締結するとともに、区内3警察署と覚書を取り交わす。

1 警視庁との協定内容

(1) 情報共有

- ・区から警察に提供する情報
 - (ア) 緊急の対応が必要な虐待情報
 - (イ) 危険性が高くなる可能性のある虐待情報
 - (ウ) 児童の安全確認ができない虐待情報
 - (エ) ケース移管に係る虐待情報
- ・警察から区に提供する情報
 - 虐待の疑いがあるとして警察が取扱った虐待情報

- (2) 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用
- (3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- (4) 児童虐待防止に関する普及啓発活動の推進
- (5) 研修等における相互協力の推進

2 区内3警察署との覚書の内容

上記協定で定める事項についての適切な推進及び児童の安全確認、平素からの連携について定める。

3 協定等締結日

令和5年3月予定